

## 大阪大学法学会学生研究学修支援助成に関する要項

### (目的)

第1条 この要項は、大阪大学法学会（以下「本会」という。）が会員である大阪大学大学院法学研究科，同大学院高等司法研究科又は同法学部の学生の研究活動又は学修活動等に対する助成措置について定めることにより，会員学生の経済的負担を軽減し，これら活動の活性化を図ることを目的とする。

### (支援対象活動)

第2条 本会は，会員である学生の研究活動又は学修活動等に役立つと本会運営委員会が判断した企画について，1件当たり5万円を限度として助成する。

### (申請)

第3条 助成を受けようとする会員は，様式1の申請書を作成のうえ，本会に提出する。申請者が学生会員である場合には，評議員の1人を責任者として，その者の承認を得たうえで提出する。

### (審査)

第4条 本会運営委員会は，前条の申請書が提出されたときは，申請順に遅滞なく当該申請の審査を開始する。

2 本会運営委員会は，申請された企画が第1条に定める目的に沿うものであるか否かを基準として，その内容を審査し，助成の可否を決定する。

3 審査結果は，責任者である評議員に適宜の方法で通知する。

### (助成)

第5条 助成を可とする場合には，責任者である評議員に助成金を交付する。

2 助成の総額は，年間50万円程度を目安とする。

### (報告)

第6条 申請者は，企画終了後速やかに様式2の報告書を作成のうえ，本会に提出する。申請者が学生である場合には，申請時に承認を得た評議員の確認を経たうえで，報告書を提出する。

### (助成の取消し)

第7条 申請内容が実際の企画と異なり，第1条の目的を達することができないと判明した場合，申請者が企画終了後速やかに報告書を提出しない場合，その他助成が不適切と認められる場合には，助成の決定を取り消し，交付金の一部又は全部の返還を求める。

### (助成の回数)

第8条 助成は，同一年度において，評議員1人につき1回に限る。

### (本会への協力)

第9条 助成を受けた会員は，本会の求めに応じ，本会刊行物に寄稿し，また，本会講演会に参加するなど，本会企画に協力するものとする。

### 附 則

この要項は，平成22年6月10日から施行する。